

平成30年7月豪雨による被災者に係る医療費の窓口負担の支払い猶予期間の延長について

平成30年7月豪雨災害により被災された組合員の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用市町村に住所を有する（災害発生後に適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）組合員又は被扶養者で、次の①～③のいずれかに該当する方は、医療機関の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療費の窓口負担の支払いが猶予されます。この猶予の取扱期間は、平成30年10月末までとじていましたが、関係省庁からの要請に基づき、平成31年2月末まで延長することとなりました。ただし、平成31年1月以降、支払い猶予を受ける場合は、医療機関の窓口で「一部負担金等徴収猶予証明書」の提示が必要となりますので、あらかじめ共済組合へ申告してください。

共済組合は、組合員に代わって一部負担金等を医療機関に支払うとともに、猶予期間終了後に当該組合員へ一部負担金等相当額を請求させていただきます。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 組合員が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 組合員の行方が不明である場合

【災害救助法の適用市町村】

※ 下記以外の都道府県については、内閣府HPをご確認ください。

<愛媛県>

今治市 宇和島市 八幡浜市 大洲市 西予市 北宇和郡松野町 北宇和郡鬼北町

<高知県>

安芸市 香南市 長岡郡本山町 宿毛市 土佐清水市 幡多郡三原村 幡多郡大月町

※ 猶予を受けるには、上記の①～③のいずれかに該当する必要があることから、ご申告いただいた内容について、後日共済組合から確認させていただくことがあります。

※ 入院時の食費・居住費などは、医療機関の窓口でお支払いください。

